

商品概要説明書

普通預金

商品名	普通預金	
販売対象	法人・個人	
期間	期間の定めはございません。	
預入	(1)預入方法	随時預入
	(2)預入金額	1円以上
	(3)預入単位	1円単位
払戻方法	随時払い戻しできます。	
利息	(1)適用金利	変動金利 毎日の店頭表示の利率を適用します。
	(2)利払方法	年2回(2月、8月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。
	(3)計算方法	毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
税金	個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優を利用の場合は除きます)。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 法人は総合課税となります。	
手数料	キャッシュカードによる払い戻しなどにあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求します(くわしくは「手数料一覧」をご覧ください)。	
付加できる特約事項	個人のもは「総合口座」の取扱いができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率)。 個人のもはマル優の取扱いができます。	
金利情報の入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置: 本商品の苦情などは、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス部(9時～17時、電話03-5610-1110)にお申出ください。 紛争解決措置: 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センターなどで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システムなどを用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。	
その他参考となる事項	公共料金などの自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金などの自動受取ができます。	